□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ⅰ)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ⅱ)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
基準省令第12条第２項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）

【16．確認の特例】
（略）

【17．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【18．備考】